

令和3年5月18日

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
呉市生涯学習センターの使用制限等について（通知）

令和3年5月16日（日）から広島県が緊急事態宣言の実施区域に追加されたことに伴い、次のとおり使用制限を行います。

【期間】

令和3年5月18日（火）～令和3年5月31日（月）

【開館時間の短縮】

使用可能時間を22時から20時に短縮します。

【貸し室の使用自粛】

5月18日（火）から5月31日（月）の間、生涯学習センターの全室（音楽ホール及び貸し室）の使用自粛をお願いします。

既に使用料を納付された団体については、使用料を還付します。

なお、既にこの期間に係る使用許可を受けており使用中止が困難な場合は、感染拡大防止対策を講じることを条件に使用を認めます。

【音楽ホールの収容率】

5月18日（火）から5月31日（月）の間、既に音楽ホールの使用許可を受けており、感染拡大防止対策を講じて使用される場合の客席の収容率は、50%以内とします。

【貸し室の新規受付休止】

5月18日（火）から5月31日（月）の間の使用申請について、新規受付を休止します。6月からの使用申請は受付します。

【窓口】

生涯学習センターの窓口業務は通常どおり行います。

使用を予定されていた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用者の皆様の健康、安全を最優先とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

呉市生涯学習センター
センター長 植野典彦
連絡先 25-3593